

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW



煙突断熱材の取り残し
(筋状のもの)



鉄骨の吹付け石綿
の取り残し

取り残しの事例

◆特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

[特定粉じん排出等作業の結果の報告等](新法第18条の23第1項)

[書面で報告する事項](新規則第16条の15第1項)

- ✓ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ✓ 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

[記録事項] (元請業者:新法第18条の23第1項、新規則第16条の15第2項、★は元請業者のみ必要な記録)

(自主施工者:新法第18条の23第2項、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所
- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況

(確認年月日、確認の結果※1及び確認を行った者の氏名)

※1 負圧隔壁等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認結果、隔壁を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。

- ✓ 発注者への報告書面の写し★
- ✓ 確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

[記録の保存](新法第18条の23、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事終了後3年間



罰則の対象が拡大されます。

NEW

◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

[下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (新法第18条の19、第34条第3号)
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (新法第18条の21、第33条の2第1項第2号)
(過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金(新第33条の2第2項))

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務 (新法第18条の20) があります。

[その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります(対象は特定工事の施工分担範囲)。

[元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項] (新法第18条の16第3項、新規則第16条の11)

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

◆報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。

拡大

報告事項も規制強化にともない追加されています。

[立入検査の対象] (新法第26条第1項)

- ✓ 解体等工事に係る建築物等
- ✓ 解体等工事の現場
- ✓ 解体等工事の元請業者、自主施工者、下請負人(特定工事に従事する者に限る)の営業所、事務所その他の事業場



[報告の対象] (★は発注者、元請業者及び自主施工者に限る。下請負人は特定工事の施工分担範囲)

- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法等(特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、新法第18条の19に定める方法により行わない場合の理由、新規則第16条の7各号に掲げる事項(解体等工事に係る説明事項))
- ✓ 特定粉じん排出等作業の結果
- ✓ 事前調査について★

災害時に備え、建築物等に石綿が使用されているか確認しておくことが重要です。

近年、災害の甚大化により、損壊した石綿使用建築物等から石綿が飛散するおそれがあります。

このような状況を踏まえ、国及び地方公共団体は連携して平時からの建築物等における石綿使用有無の把握に向けた取組を促進していきます。

NEW

[国の施策] (新法第18条の24)

- ✓ 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

[地方公共団体の施策] (新法第18条の25)

- ✓ 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。



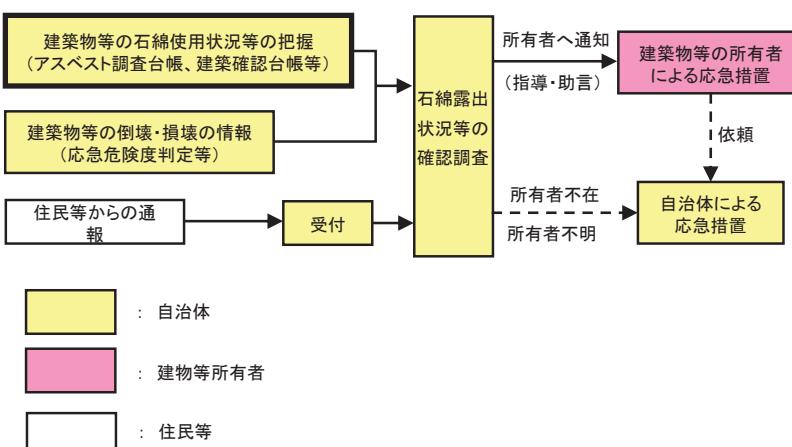
津波で流された断熱材



建物に残存した吹付け材



地震で損壊した建物



災害時の応急対応フロー

石綿露出状況等の把握と情報の受け入れ・伝達体制の例

石綿含有建材の使用状況の把握 に関するモデル事業

環境省では、災害時における石綿飛散防止対策の充実を図るために、令和2年度から「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施しています。

モデル事業では、建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握やデータベースの作成を推進するとともに、災害時におけるデータベースの活用等に関する手法の検討等を行い、災害時における石綿飛散防止を進めてまいります。

出典：写真・図とともに災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂版

他にも必要な手続きがあります。

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

※ また、地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

環境省 大防法改正



①法例改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html



②建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

①



②



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>